平成２３年（フ）第７３０号
福岡市東区唐原２丁目22番８―502号
債務者　三舩　幸子（旧姓長野）
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７４４号
福岡市南区曰佐１丁目24番15号
債務者　金子　周史
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７４５号
福岡市城南区梅林１丁目24番７号
債務者　前田　絹子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７４６号
福岡市城南区梅林１丁目24番７号
債務者　前田　純子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７４９号
福岡県春日市平田台４丁目１番地ボンエルフクレール210号
債務者　荒幡　優美
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７５５号
福岡市東区香椎浜１丁目７番３―502号
債務者　吉田　順子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７５７号
福岡県太宰府市朱雀３丁目４番８号
債務者　菊武ひとみ（旧姓立花）
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７６９号
福岡市博多区吉塚５丁目14番16号
債務者　諸隈　奨武
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８４２号
福岡県太宰府市梅香苑４丁目13番27号パナハイツ梅香苑102号
債務者　森　　浩之
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３５号
福岡県行橋市大字前田1651番地11
債務者　梅林　隆治
1　決定年月日時　平成23年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
大分県日田市大字庄手797番地１　丸菱荘106号
債務者　上嶋昭次郎
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第１６号
大分県日田市南元町27番18号　南元町再開発住宅Ａ―20
債務者　酒村正義こと　金　　正義
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第４５号
鹿児島県薩摩郡さつま町二渡1452番地２
債務者　今村　文一
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第４８号
鹿児島県薩摩川内市入来町副田4073番地
債務者　堀切　美香
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
鹿児島県出水市西出水町1155番地　プレジール花立Ａ棟202号
債務者　大園真里奈
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第５０号
鹿児島県出水市西出水町1155番地　プレジール花立Ａ棟202号
債務者　志柿　裕介
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
鹿児島県阿久根市晴海町３番地　中原商店
債務者　寺川　康晴
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
鹿児島県阿久根市鶴川内1828番地、前住所鹿児島県阿久根市脇本5324番地
債務者　柏木　優子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係